

# 常勤役員業績評価委員会設置規程

平成24年4月9日  
評議員会決定第3号  
平成29年3月2日  
日本台湾交流協会規程第10-3号

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本台湾交流協会(以下「協会」という。)において常勤役員に支給する勤勉手当及び退職手当算定のため業績評価を行う常勤役員業績評価委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置及び任務等)

第2条 下記各号に掲げる事項を審議するために常勤役員業績評価委員会(以下「委員会」という。)を協会内に設置する。

- (1) 常勤役員報酬基準(日本台湾交流協会規程第10-5号)第5条(特別手当)第4項に規定する前年度業績評価率
- (2) 常勤役員報酬基準第9条(退職手当)第1項に規定する業績勘案率

## (委員)

第3条 委員会は常勤役員を除く協会の理事及び監事の全員を委員とする。

2 協会の常勤役員は委員となることができない。ただし、議長の求めに応じて出席し意見を述べることが出来る。

## (開催日)

第4条 委員会は下記各号に掲げる日に、理事会に引き続き開催することを原則とする。

- (1) 前年度業績評価率を審議する場合 決算を承認する理事会開催日
- (2) 業績勘案率を審議する場合 退職金支給対象役員の退職日直近の理事会開催日(退職が任期満了による場合は、任期満了直近の理事会開催日)

## (召集及び議長)

第5条 委員会は協会の会長(以下「会長」という。)が召集する。

2 委員会の議長は会長が務める。

## (定足数及び議決)

第6条 委員会の定足数は委員総数の1/2以上とする。

2 委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

## (書面表決等)

第7条 書面表決等については、協会定款第31条第2項の規定を準用する。この場合、「理事会」とあるのは「委員会」と、「理事」とあるのは「委員」と読み替える。

## (評価基準)

第8条 委員は下記各号に掲げる事項及び協会の財務状況等を総合的に勘案して評価を実

施しなければならない。

- (1) 前年度業績評価率を評価する場合 前年度決算及び事業報告内容
- (2) 業績勘案率を評価する場合 退職金支給対象役員の在任期間を通じた業績

(議事録)

第9条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は議長が作成し、署名押印する。

3 議事録は協会役員及び会長の指定する者以外には公開しない。